

福岡県難病医療連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 難病特別対策推進事業実施要綱(平成10年4月9日健医発第635号)に基づき、福岡県難病医療連絡協議会(以下、「協議会」という。)を設置し、難病の医療提供体制の確保等の環境整備を推進する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 県内の中核となる医療機関(難病診療連携拠点病院、難病基幹協力病院、難病一般協力病院・診療所)や難病の医療提供体制の在り方に関すること。
- (2) 難病の医療提供体制における各医療機能の連携の手順・その具体的方策等に関すること。
- (3) 難病の医療提供体制の評価、見直しに関すること。
- (4) 前号までに定める他、難病対策の推進に関すること。

2 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福岡県難病医療提供体制整備事業実施要綱第3条(2)1)に掲げる事業
- (2) 福岡県難病相談支援センター設置事業実施要綱第3条に掲げる事業
- (3) 福岡県小児慢性特定疾病児童等自立支援員設置事業要綱第3条に掲げる事業
- (4) 福岡市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱第5条に掲げる事業

(構成)

第3条 協議会は、難病に関する学識経験者、福岡県医師会が推薦する者、関係医療機関の職員、関係行政機関の職員、患者団体が推薦する者、その他必要と認める者のうちから保健医療介護部長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第1項に規定する委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 監事は、協議会の経理を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議においては、会長が議長となる。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(経理)

第7条 協議会の経理は、県からの委託金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課で所掌する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会で別に定める。

附 則

この規程は、平成10年11月 2日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 7月 5日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 5月 9日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。